

他取り扱い分野

企業法務

不動産

債権回収

労働問題

国際法務

※その他分野も取り扱っております

当事務所のポイント

ポイント① 初回相談30分無料

初回の30分は無料でご相談頂けます。お気軽にお問い合わせください。

ポイント② 出張相談対応可能

事前にお問い合わせ頂いた場合、出張での相談も承っております。事情によりご来所が難しい場合でもご安心ください。

ポイント③ 他専門家との連携によるワンストップ対応

他専門家と連携しているため相続の様々なお悩みに対応することができます。

ご挨拶

当事務所は、起きてしまった法的トラブルを解決するだけでなく、「法的トラブルに陥らないように事前に予防・準備すること」「法律をより豊かなライフプラン・事業計画を実現するために役立てること」も弁護士の重要な業務だと考えています。そのため、日常的にご相談の皆様とコミュニケーションを取って、積極的に提案を行い、皆様のより良い将来の実現に貢献することを目指しています。

起きてしまった法的トラブルに関するご相談はもちろん、将来に対する予防・準備に関するご不安やお悩みがございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

弁護士 大原 義隆

プロフィール

■ 2016年12月
弁護士登録／都内企業法務系事務所 入所

■ 2019年12月
横浜市内相続・不動産系事務所 入所

■ 2021年1月
林間国際法律事務所 開設



事務所概要

事務所名 林間国際法律事務所

代表弁護士 大原 義隆（神奈川県弁護士会所属 第54233号）

所在地 〒242-0007
神奈川県大和市中央林間3-13-4 リベラ林間1階

電話番号 046-204-4207

営業時間 平日10時～18時 ※土日祝日・早朝・夜間は要相談

アクセス



最寄駅 各線中央林間駅／小田急線、南口から徒歩3分
田園都市線、改札から徒歩4分



① 小田急線「中央林間駅」南口のサンマルク(カフェ)を右手に出て、道なりに進む。



② 右手にセブンイレブンが見える道を更に直進。

③ 理髪店を越え直進し、到着。

※お車でお越しの方はセブンイレブン近くにある左右のコインパーキングをご利用ください。



相続の

分らない・将来のことが不安・親のことが心配
揉めたくない・納得がいかないなど、
おひとりずつ違ったお悩み。だからこそ…
あなただけの
お悩みに
あなただけの
解決策を。



林間国際法律事務所



<https://rinkoku-law.com/>

QRコードより簡単アクセス

あなたの/お悩みは相続が発生する前と後どちらですか？

下記の中であなたのお悩みに近いものが指す番号をご覧ください

相続発生前

1 遺言書

- 遺言書を遺したいけど書き方が分からない
- 家族が揉めない内容で遺言書を遺したい
- 自分が亡くなった後残された家族が揉めないか心配
- 主な財産が不動産しかない

2 成年後見

- 認知症になった場合に備えて財産管理対策がしたい
- 親が認知症になっても財産管理をしてあげたい
- 認知症の両親が詐欺に遭わないか心配

相続発生後

3 遺産分割協議

- 遺言書がないため家族間で揉めそうになっている
- 相続を巡って親族間で争いになってしまった
- 相続人の一人が認知症でどうしたらいいか分からない
- 親の介護をしていたため遺産を多く相続したい

4 遺留分侵害額請求

- 親の遺言書の内容に納得がいかない
- 遺言書に長男のみに相続させる旨が遺されていた
- 故人が生前特定の相続人に全財産を贈与していた

相続発生前

「相続」に対する事前準備とは、いわゆる一つの「終活」にあたり、「**最期を迎える自身のための活動**」と「**残される家族のための活動**」の2つの目的があります。

「終活」は、自分の人生を振り返りつつ、自身と家族の「後顧の憂い」をなくすため、そして、残された時間を明るく過ごすために行う、人生の総決算の活動なのです。「終活」の一つである「相続」の事前準備をきちんとすませ、残りの時間を前向きに過ごしませんか？



1 遺言書

あなたの最後の想いを形にして遺しませんか？

遺言書はあなたの想いを伝える最後の方法です。遺言書がないために残された家族同士で争いが起きてしまうことも少なくありません。家族間での争いを防止できるのは「遺言者自身」です。まずは「争続」防止のために、あなたの想いを形にして遺してみませんか？

ATTENTION

⚠ 遺言書をご自身で書く場合には注意が必要！

遺言書の作成には、法律で定められた要件があり、要件を満たしていない場合は**遺言自体が無効になる恐れ**があります。遺言書の作成は法律の専門家である弁護士へお任せください。



2 成年後見

認知症などに備え財産管理対策をしませんか？

認知症などによって判断能力が不十分な方が不利益を受けないために、援助者をつけ財産管理を任せる制度として成年後見制度があります。

法定後見と**任意後見**の2つの制度があり、いずれも利用すべき状況が異なるため、当事務所ではご家庭の事情に合せて最適なお提案をさせていただきます。



法定後見制度

認知症や精神病などにより**判断能力が不十分になった方を援助する制度**。判断能力の度合いにより「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられる。

任意後見制度

判断能力が衰える前に予めご自身の後見人を定め将来に備える制度。

相続発生後

相続は誰にでもいつかは訪れるできごとです。大切な人を失った悲しみが癒えないうちに始めなければならない手続きも多く、時間の余裕もないので不安に思う方も少なくないでしょう。しかし、あなたの大切な人が遺してくれた貴重な財産を受け継ぐためには、**正しい手続きが必要です**。正しい手続きで、大切な人の想いを、きちんと引き継ぎませんか？



3 遺産分割協議

正しい割合で円満に遺産を分配しませんか？

遺言書がない場合、誰がどの割合で遺産を相続するのか協議し決める必要がありますが、この時に必要なのは正しい法的知識です。正しい知識なく協議を進めてしまうと**トラブルになる可能性**があり、また**協議終了後に新たな相続人が発覚した場合、協議のやり直しになる場合もあります**。トラブルなく分割を終えるためにも、事前に法律の専門家である弁護士へご相談ください。

弁護士へご依頼頂くメリット

- メリット① 煩雑な手続きから解放される
- メリット② 事情に配慮した協議内容の提案が可能
- メリット③ 相続人調査を含め手続き漏れがなく協議内容が無効にならない

4 遺留分侵害額請求

あなたの適切な相続分を主張しませんか？

相続人に最低限保証されている**相続割合**のことを「遺留分」といい、仮に遺言書などにより遺留分が侵害されている場合でも、相続人にはそれを請求する権利があります。ただし誰でも請求が可能となるわけではなく、また**請求権には期限があるため、注意が必要です**。

※請求期限 = ①相続開始時から**10年** ②遺留分侵害を知った時から**1年**

遺留分が認められる相続人の範囲と割合

相続人	遺留分割合
配偶者と子(孫)	配偶者1/4・子(孫)1/4
配偶者と父母	配偶者2/6・父母1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者1/2・兄弟姉妹なし
子(孫)のみ	子(孫)1/2
父母のみ	父母1/3
兄弟姉妹のみ	なし



ご自身の遺留分割合を確認してみましょう！